

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アルク産業株式会社	1,200,000	8.71
昭和電工株式会社	888,000	6.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	695,000	5.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	602,500	4.37
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	596,400	4.33
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT — CLIENT ACCOUNT	584,100	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	468,500	3.40
山 田 勝	410,000	2.97
明和産業株式会社	400,000	2.90
BBH FOR FIDELITY LOW — PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	362,900	2.63

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

該当ありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第一部

決算期 9 月

業種 その他製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情
特記すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 慶一郎	学者											
清水 匡輔	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 慶一郎	○	平成3年3月 東京大学大学院修士課程修了(数理工学専攻) 平成3年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 平成10年8月 シカゴ大学大学院博士課程修了(経済学) 平成19年6月 経済産業研究所上席研究員 平成22年8月 一橋大学経済研究所教授 平成25年4月 慶應義塾大学経済学部教授(現任) 平成25年4月 経済産業研究所ファカルティフェロー(現任) 平成26年12月 当社社外取締役就任(現	(社外取締役選任理由) 中央官庁並びに経済産業研究所での豊富な海外経験や経済への知見を有しており、それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社経営に生かせるものと期待しております。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所の定めるガイドラインの要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しております。

		任)	
清水 匡輔	○	平成17年11月 司法試験合格 平成19年9月 ポールヘイスティンクス法律事務所・外国法共同事業入所 平成21年4月 ときわ法律事務所入所 平成24年7月 佐藤総合法律事務所入所(現任) 平成27年12月 当社社外取締役就任(現任)	(社外取締役選任理由) 会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有し、企業法務での豊富な実務経験やコンプライアンスへの知見から、それらをグローバルなプレミアムヘルメット事業拡大を目指す当社の経営に生かせるものと期待しております。 (独立役員指定理由) 東京証券取引所の定めるガイドラインの要件に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社におきましては、会計監査、監査役監査及び内部監査において会計監査人、監査役及び内部監査室が相互に連携し、且つ情報交換を行っております。また、会計監査については主に会計監査人が、業務監査については主に内部監査室が実施することとしており、実施に際しては互いの監査計画及び監査結果を交換し、会計監査人の監査講評の際には、常勤監査役及び内部監査室長が出席しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小出 豊	公認会計士													
山上 欣二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役業務の補助者は、内部監査との連携の兼ね合いから、内部監査室の所属従業員を充てております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役を含め全監査役が毎月開催の取締役会に出席し参考意見を述べる等、経営監視機能の強化を図っております。

また、最低月1回の取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。その具体的な執行状況については、取締役及び部長以上の従業員で構成される経営会議(原則月1回開催)にて、指示・確認を行っております。特に重要な情報については、取締役会及び経営会議にてその取扱いを周知徹底するとともに、「情報取扱規程」、「コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引防止規程」の厳格な運用により情報の管理を行っております。

商品の企画・開発、生産販売、品質管理、人事評価等特別な業務については、随時会議を招集し、会議の目的に応じた関係者(構成員)の協議により、業務執行の決定を行っております。

監査の状況は以下の通りであります。

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室(構成員は2名)を設置し、当社のみならず海外連結子会社においても、法令遵守の状況並びに社内規程の運用状況及び内部統制の有効性等の検証を定期的に実施し、チェック・指導をしております。平成27年9月期の会計監査につきましては、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役には、従来、長期的視野を以て、株主並びに従業員の為に働く人材を選定してきており、企業規模からも業務執行と監督を分離していませんでしたが、当社経営陣を客観的・中立的な立場で監督しうる取締役を外部から選任することで企業統治体制が強化できるものと考え、平成26年12月19日開催の定時株主総会で社外取締役を1名選任、さらに平成27年12月22日開催の定時株主総会で1名を追加し、社外取締役2名体制となっております。

監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

社外監査役には、客観的な視野や幅広い視野に立って当社の経営を監視し、活発な意見・提言を行っていただき、取締役会の中立・公正性を高め、経営監視・監督体制として十分に機能させ、企業統治の強化を図っております。

一般株主と利益相反のおそれがない社外取締役2名並びに監査役3名のうち1名について、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としても

同取引所に届け出ております。

以上の理由から、社外取締役並びに社外監査役を含めた業務執行状況の監督・監視機能により、経営監視体制が機能し、経営の透明性、健全性が保たれるものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1～2回	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年11月24 日（決算並びに翌期見通し説明） 代表取締役社長による決算説明会を定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	事業報告書、財務データ、決算情報（四半期毎）、決算情報以外の適時開示 資料、会社説明会開催内容	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることを基本的な考え方としております。

当社は、会社法に基づき、業務の適正性を確保するための体制を構築し、リスクマネジメントやコンプライアンスを最重要テーマとした内部統制システムの整備に取り組んでおります。

また、コンプライアンス規程の中に、役職員の「行動指針」を定め、法令遵守並びに企業倫理の遵守をすることが、内部統制システムの確保につながるものと考えております。

当社は、取締役会で承認を受けた内部統制の基本計画に基づき、内部統制推進担当取締役と業務執行部門が連携し、内部統制システムの整備・運用を実施しております。

最近1年間において実施いたしました内部監査室の内部監査において、グループ各社の業務執行の運営状況に関する情報を収集し、業務にお

ける規律遵守と適法性についておよび役職員の法令遵守の状況についてを中心に体制の評価を行っております。

当期は月1回の経営会議を開催した他、取締役会15回を開催しております。また、重要な情報については、経営会議にてその取扱いを周知徹底するとともに、「情報取扱規程」、「コンプライアンス規程」および「インサイダー取引防止規程」の厳格な運用により情報の管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

当社は、反社会的勢力と一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合に、これに屈することなく毅然とした態度で対応します。

また、反社会的勢力の排除に向けた対応については、「反社会的勢力対策マニュアル」を制定し、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としている他、新規取引開始迄にすべての継続取引予定先のチェックを行っており、既存取引先についても定期的にチェックしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

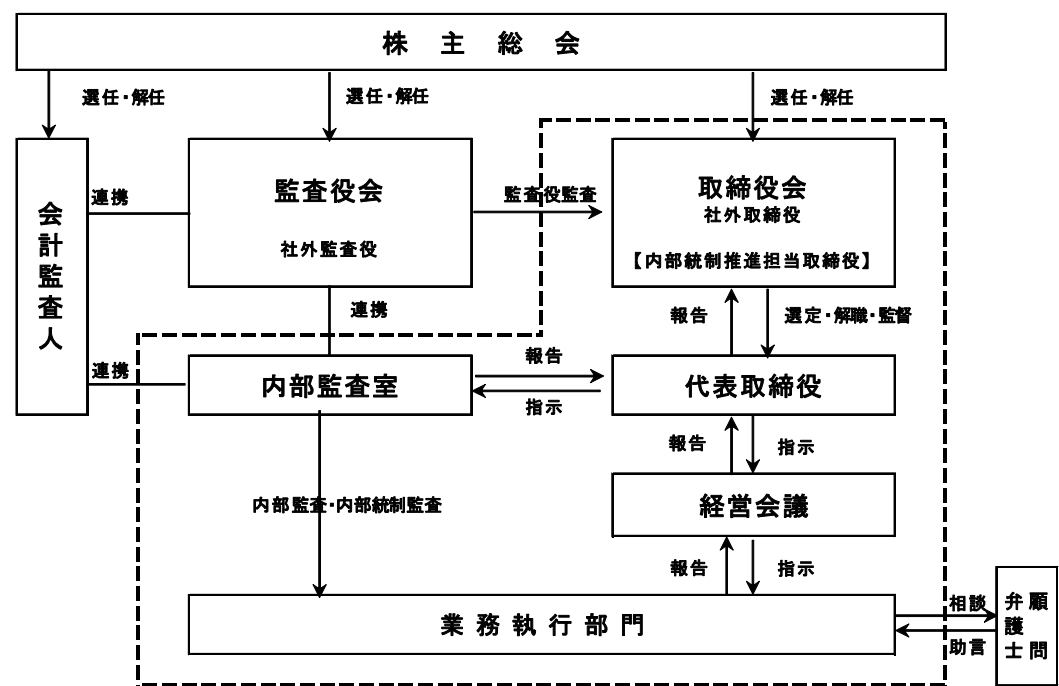
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

- 当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けており、コーポレート・ガバナンスの観点からも、会社情報の適時開示は極めて重要なものと認識しております。
また、投資情報としての重要事実等の社内情報管理を徹底するとともに、インサイダー取引に接触しないよう社内規程の徹底遵守、内部情報管理体制の報告・開示体制を構築しております。
- 会社情報の適時開示については、取締役経営管理部長を「情報取扱責任者」とし、経営管理部内に専担者を設置するとともに、連結子会社との連携を図り、当社グループ内の各部署からの情報の集約並びに管理に努めております。また、その情報が適時開示情報であるか否かにつき、常時注意を払うとともに適時適切に開示するよう努めております。
なお、機関決定を必要とする重要な情報につきましては、機動的に取締役会を開催し、承認手続きを経て開示しております。
また、適時開示の手続きは別添フローの通りであり、開示書類を情報取扱責任者が確認後、適時開示を行っております。
- その他、投資家保護の観点から、開示内容につきましては誤解が生じないよう記載するように努めており、内容によっては、顧問弁護士、会計監査人等のアドバイスを受けております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制概要】

